

インジウムによる間質性肺炎について

労働基準法施行規則別表第1の2

第四号 化学物質等による次に掲げる疾病

- 1 厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であつて、厚生労働大臣が定めるもの
- 2～7 （略）
- 8 1から7までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

1 第4号8のうち「インジウムによる間質性肺炎」の認定件数(年度別)

	13	14	15	16	17	18	19	合計
インジウムによる間質性肺炎	※ 1						1	2

(注) ※は第1回検討会資料6「労働基準法施行規則別表第1の2の各号の「その他に包括される疾病」における労災補償状況調査結果(昭和53年度～平成19年度)」での計上もれ。

2 使用量等(平成19年)

① 使用量

日本 1,146トン / 世界 1,340トン = 85.5%

② 用途

薄型ディスプレイ、蓄電池(Hg代替)、化合物半導体(InP、InAs)、低融点材料(ハンダ、ヒューズ)

3 作業内容

液晶ディスプレイなどのフラットパネルディスプレイの製造過程に使用するインジウムと酸化スズの混合物の焼結体の切削・研磨作業

4 認定事例の概要について

〔事例1〕

<被災労働者等>

- ・男性(死亡当時29歳)
- ・薄膜材料(ターゲット材)の製造
- ・傷病名: 間質性肺炎

<職歴>

- ・平成6年～平成10年
ITOターゲットの研削切断業務に従事。
ITO(ターゲット)とは、液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイなどのフラットパネル、ディスプレイの製造に必要な透明導電性薄膜材料のことである。

<療養の経過>

- ・平成8年10月頃～
咳が出始める。
- ・平成9年10月
業務中に呼吸困難を自覚する。
- ・平成10年4月
休業しA病院に受診し「肺上部に陰影がある。」と言われた。
- ・平成12年7月
B病院に転医。
- ・平成13年4月
呼吸困難(両側の気胸)が悪化し死亡。

<支給決定>

- ・平成13年8月
遺族補償給付、葬祭料等の支給決定

[事例2]

<被災労働者>

- ・男性(現在35歳)
- ・薄膜材料(ターゲット材)の製造
- ・決定時の疾患名: インジウム肺(インジウム粒子吸入による間質性肺炎)

<職歴>

- ・平成4年4月～平成9年9月
焼結した酸化インジウムと酸化スズの混合物(ターゲット)を砥石で平面研削する作業に従事。
※ 作業環境測定結果(平成13年) 環境中インジウム濃度 0.017～0.418mg/m²

<療養の経過>

- ・平成14年
呼吸器検診(問診、身体所見、胸部レ線、肺野高分解析 CT(HRCT)、肺機能検査(スパイログラム、肺気量、肺拡散機能)、血清 KL-6 及び 血清インジウム濃度測定)でインジウム粒子の吸入に起因する「インジウム肺」と判断された。
※ KL-6 1190U/ml(正常値500U/ml未満)、血清インジウム濃度 91.9ng/ml(正常値0.3±2.6ng/ml)
KL-6は、臨床的に間質性肺炎の疑いがある場合に血清KL-6値の測定が行われる。血清中のKL-6濃度は、間質性肺炎に特異性が高い血清マーカーとして注目されている。
- ・平成18年12月
呼吸困難の訴えC病院を受診、即日入院となり、「インジウム肺(インジウムの吸入による間質性肺炎、肺の気腫化並びに気胸、細気管支炎を含む)」と確定診断された。

<支給決定>

- ・平成19年8月
療養補償給付、休業補償給付等の支給決定